

広島市告示（安佐北区）第 8 0 号
令和 8 年 7 月 2 1 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 2 1 日から同年 8 月 4 日まで、広島市安佐北区役所農
林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区 分	路線名等	所 在（起点及び終点）
普通河川	草田川の一部	大林町字人甲 85 番 1 地先から 85 番 1 地先まで
普通河川	草田川の一部	大林町字人甲 87 番地先から 85 番 1 地先まで
普通河川	草田川の一部	大林町字人甲 85 番 5 地先から 85 番 5 地先まで